

みつわ台3丁目13番住宅管理組合緑化協定書

(協定の目的)

第1条 この協定は、私達の住宅地が緑に包まれ、鳥の舞うみつわ台とするためによりよい地区を形成する一助として、高いのある快適な環境を整備することを目的とする。

(協定の名称)

第2条 この協定はみつわ台3丁目13番住宅管理組合緑化協定（以下「協定」という。）という。

(協定の区域)

第3条 協定の対象となる土地の区域は、みつわ台3丁目13番住宅管理組合（以下「管理組合」という。）の管理する敷地内全域とする。

(協定の締結)

第4条 この協定は、都市緑地保全法（昭和48年法律第72号以下「法律」という。）第14条の規定により締結するものとする。

(協定の効力)

第5条 この協定は、第1条の目的を達成するため、認可の公告のあった日から効力が生ずるものとする。また、この日以降新たに土地所有者等となった者に対しても、その効力がおよぶものとする。

(協定の変更および廃止)

第6条 協定事項を変更および廃止しようとするときは、協定者全員の合意を要し、法律による認可を受けるものとする。

(協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、認可の公告があった日から10年間とし、期間満了前に協定者の過半数が廃止についての申し出をしなかった場合は引き続いて10年間延長するものとする。

(緑化に関する事項)

第8条 第1条の目的を達成するため、植える木などについて次のとおり定めることにする。

(植える木の種類と場所)

植える樹木は、住宅地内の緑化を増進するばかりでなく、近隣の住環境を良くすると共に、みつわ台地区をより一層美しく豊かな住宅地とするため、次のような品種を選び植栽することとする。

(1)植える木の種類

- | | |
|--------------|--------------------|
| イ) 花の咲く木 | さくら、つばさ、さざんか、ふじ、など |
| ロ) 果実が楽しめる木 | いちじく、うめ、ざくろ、ゆず、など |
| ハ) 家並をやわらげる木 | くろまつ、けやき、など |

(2)植える場所

管理地内において管理組合で選定した場所。

2. 植栽は管理組合に委任するものとし、管理組合は目的実現のために鋭意努力するものとする。

(植栽樹木の保護及び管理)

第9条 協定者は緑の環境の恵みを十分享受できるよう植栽した樹木を良好に保護育成するよう努める。

(緑化協定に違反したときの措置)

第10条 故意または重大な過失により植栽した樹木等を伐採し、もしくは損傷する等によりこの協定に違反したときは、違反した者に対してとりきめたことからの実施を求め、もしくは原状に回復することを求めることができる。
違反者がこの求めに応じないときは、管理組合が違反者にかわってこれを行い、要した費用は違反者の負担とする。

(協定書の保管)

第11条 この協定書は管理組合の理事長が保管するものとする。

この協定に合意したことを証するため、各自記名押印する。